臨時休業の報告方法について

14時までに報告をしてください！

「学校等欠席者・感染症情報システム」入力ご担当者さま

12 時時点での状況について、14 時までにシステムへ入力をしてください。

12 時以降に臨時休業が決定した場合は、同日中はシステムに入力せず、翌日（金曜日の場合は翌月曜日）14 時までに入力をする様にお願いします。入力が間に合わない場合も同様です。また、パソコンの不具合等でシステムを利用出来ない場合は、FAX でご報告ください。

※システムの問い合わせ先※

ログインＩＤ、パスワード及びシステムの入力方法は、各市町村の教育委員会にお問い合わせください。保健所では、ログインＩＤ・パスワードを把握していません。なお、システムの入力方法は、システム内にマニュアルが掲載されていますので、参考としてください。



FAX でご報告のご担当者さま

12時時点での状況について、14時までに様式2（閉鎖措置用）を FAX で報告してください。

１４時以降の報告は、翌日の報告分として集計いたします。



【管轄の保健所一覧】

保健所名	各保健所が担当する地域	電話番号	FAX 番号
松江保健所	安来市	0852-23-1317	0852-31-6694
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-42-9515	0854-42-9654
出雲保健所	出雲市	0853-21-1185	0853-21-7428
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9841	0854-84-9819
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5556	0855-29-5562
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-31-9512	0856-31-9568
隠岐保健所	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	【島後】08512-2-9715 【島前】08514-7-8121	08512-2-9716

島根県では、インフルエンザ及びインフルエンザ様症状による臨時休業の状況を島根県感染症情報センターのホームページで公表を行っています。

また、週毎の施設閉鎖情報を厚生労働省へ報告することになっています。システムや FAX で報告いただく前に、内容をご確認いただき、報告をしてください。

詳細は島根県薬事衛生課や管轄の保健所までお問い合わせください（令和８年９月作成）